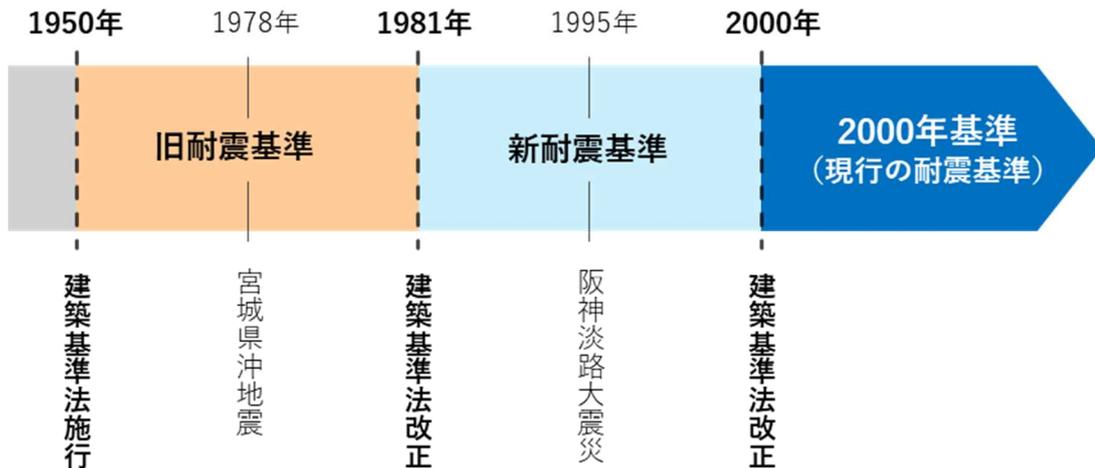


●耐震基準とは

耐震基準とは、建物が地震に耐えられるように、建築基準法で定められた構造上の基準です。耐震基準は大規模な地震が起こるたびに、より安全な基準に見直されており、時期により「旧耐震基準」「新耐震基準」「2000年基準」「2000年基準」の3つに区分されます。



●耐震基準の区分

	震度 5 程度の 中地震	震度 6 強程度の 大地震	令和 6 年能登半島地震における被害状況*
旧耐震基準 ~1981 年 5 月	 倒壊・崩壊しない	 倒壊・崩壊のおそれ	倒壊・崩壊 19.4%
新耐震基準 1981 年 6 月～ 2000 年 5 月	 軽微な損傷程度にとどまる	 倒壊・崩壊しない	倒壊・崩壊 5.4%
2000 年基準 2000 年 6 月～	2000 年改正 ・木造建築物の 接合部の強化 など		倒壊・崩壊 0.7%

※出典：令和 6 年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会中間とりまとめ (令和 6 年 11 月)